

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての意見用紙（様式）**

(通し番号 5)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

意見及びその理由
<p>【意見内容】 第4条及び第5条の「特定業務委託事業者」については「業務委託事業者」としていただきたい。</p> <p>【意見の理由】 文化芸術分野で活動する芸術家等は個人で活動する者が多い上、取引が階層化しているケースもあり、フリーランスからフリーランスへの発注も一定数生じる（例えば漫画家やデザイナーがアシスタントを雇う等）。 そのため、「特定業務委託事業者が」と書かれている第4条及び第5条に記載の内容の保護を受けられない取引が一定数生じてしまうと考えられる。 分野・職種によってはこの部分の人材不足が非常に深刻であるが、その要因にはこれまで各種法律で守られなかったという職業としての不安定さがあると思われるところ、発注側フリーランスの負担を過度に増やさない範囲において、第4条及び第5条の適用を受けられる取引を増やすしていただけるとよいと考えるため。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none">本法律案で対象とするフリーランスは、一人の個人（「生身の働き手」）であることから、従業員を有する事業者のように組織化されておらず、組織で事業を営む発注事業者との関係において、交渉力やその前提となる情報収集力において類型的に劣位に立たされている。 また、個人で事業を行うという性質上、時間等の制約から事業規模及び取引先の数も自ずと限定的なものとなり、新規の取引先を自由に開拓できるわけではなく、報酬金額や契約条件の決定等に際して発注事業者が主導的な立場に立ちやすくなると考えられる。 さらに、発注事業者から仕様・作業内容等について指定を受けて物品の製造や役務の提供等を行い、また、報酬が業務完遂後にその結果に対して支払われるという性格上、収入の確保のために契約の範囲外の指示であっても受け入れざるを得ない。 これらの要素が相俟って、取引構造上、フリーランスは弱い立場に置かれやすい特性にあると考えられる。本法律案は、これらの特性を有するフリーランスについて、取引の適正化及び就業環境の整備を図る観点から、その対象となるフリーランスを「業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの」と定義している。以上の趣旨に鑑み、本法律に係る措置の規制対象者は、基本的には、組織として事業を営む実態を有すると考えられる「特定業務委託事業者」としている。他方、書面等の交付による契約条件の明示義務の趣旨は、 ①契約条件を契約当初から明らかにさせることにより後々のトラブルを未然に防止するこ

と

②契約内容に係る証拠を確保することで、（万が一、トラブルが発生しても主張し易くなるので）フリーランスが安心して取引できる環境を整備するという点にある。

このような趣旨は、発注者が個人であるか組織であるかを問わず、当てはまるものである。現に、発注者が個人の場合でも組織の場合でも、書面等の交付がなされていないという実態もある。

また、フリーランス同士の取引においても、契約内容が口頭により示され、具体的な業務内容や報酬額等について認識の齟齬が生ずるなど、契約内容の不明確性に起因するトラブルが生じている実態があることが指摘されている。

そこで、発注事業者が個人である場合には、委託を受けるフリーランスとの間で取引上の立場の優劣があるわけではないものの、トラブルを未然に防止し、取引の適正化を推進するための必要最小限の規律として、契約条件の明確化に限り、フリーランス同士の取引についても対象とした。

- ・以上のとおり、第3条と第4条及び第5条とでは、規律が設けられた趣旨が大きく異なることから、第4条及び第5条の対象を「業務委託事業者」とすることはいたしかねる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての意見用紙（様式）**

(通し番号 6)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

意見及びその理由

【意見内容】

第5条第1項に業務委託の説明として「(政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）」との記載があるが、この部分を削除し、業務委託の期間による制限をなくしていただきたい。

【意見の理由】

文化芸術分野の取引は多種多様であり、分野や職種によって業務委託の期間もさまざまである。舞台でのパフォーマンスなどでは1回5分という業務や1日単位の業務がある一方、制作業務等で1年以上の期間に渡って一つの業務という契約もある。

業務の性質上、契約が短期間になる分野や職種もあり、また、期間が短いから保護の対象としなくてよいことにもならないと考えるため、発注側フリーランスの負担を過度に増やさない範囲において、一定の期間以上という形で一律に保護の対象となる取引を限定するのではなく、保護の対象は広く設定していただきたい。

【回答】

- ・「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託に限定している趣旨は、取引は、本来当事者間の取引の自由に委ねられるべきもので、罰則付きの命令も含めた行政による民事契約への介入は抑制的であるのが原則であること、また、取引上の行為については、契約期間が長くなるほど、経済的依存関係・従属関係が生じやすく、保護の必要が高くなる傾向にあることから、かかる範囲に限定して規制の対象としようとする点にある。ご意見のように「政令で定める期間以上の期間行う」という期間による制限を外した場合、必要以上の行政による介入になるため妥当ではないと考える。
- ・他方で、御意見のとおり、継続性の基準として長い期間を定めると、本法律案第5条の規律が及ぶ対象が限定されすぎる点は認識している。政令で定める期間については、措置の実効性を担保しつつ、発注事業者にとって過度な負担とならないよう検討してまいりたい。